

## 保存樹木の指定について

### ■ 保存樹木の指定基準

指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。(杜の都の環境をつくる条例第 19 条第 1 項第 1 号)

規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること。(同条例施行規則第 13 条)

- (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.2m以上であること
- (2) 高さが 12m (株立ちした樹木にあつては 3m) 以上であること
- (3) つる性植物である樹木にあつては、樹冠の水平投影面の面積が 30 m<sup>2</sup>以上であること
- (4) 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

### ■ 樹木保存区域の範囲

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面(当該部分に建築物等が建築されている場合は、建築物等の建築面積に相当する部分を除く。)の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。(同条例施行規則第 15 条)

### ■ 対象樹木

番号	樹種	所在地	備考
226	アカマツ (マツ科)	太白区四郎丸字田中 地内	保存樹木及び 樹木保存区域の指定
144	サルスベリ (ミソハギ科)	青葉区大手町 地内	樹木保存区域の指定
145	シダレザクラ (バラ科)	青葉区大手町 地内	樹木保存区域の指定

① 四郎丸のアカマツ（保存樹木及び樹木保存区域の指定）

● 対象樹木の概要

指定番号	226	樹種	アカマツ（マツ科）		
推定樹齢	約200年	樹高	7.4m	幹周	2.7m
所在地	太白区四郎丸字田中 地内				
所有者	個人所有				
指定基準該当	施行規則第13条第1号				

● 指定理由

由来などの正確な記録は残っていないものの、所有者の先祖が明治20年代にこの地に転居したときには既に植えられていたとのことで、それ以来、代々管理が行われてきた。樹高は平均的であるが、四方に約16mの枝が張り、悠々と生育する姿が実に美しい。長年継続して行われた剪定管理により枝先まで丁寧に手入れされており、整った樹形が維持され、樹勢が旺盛でかつ樹容も美観上特に優れ、地域の象徴する樹木にもなっているものと判断できる。

● 位置図



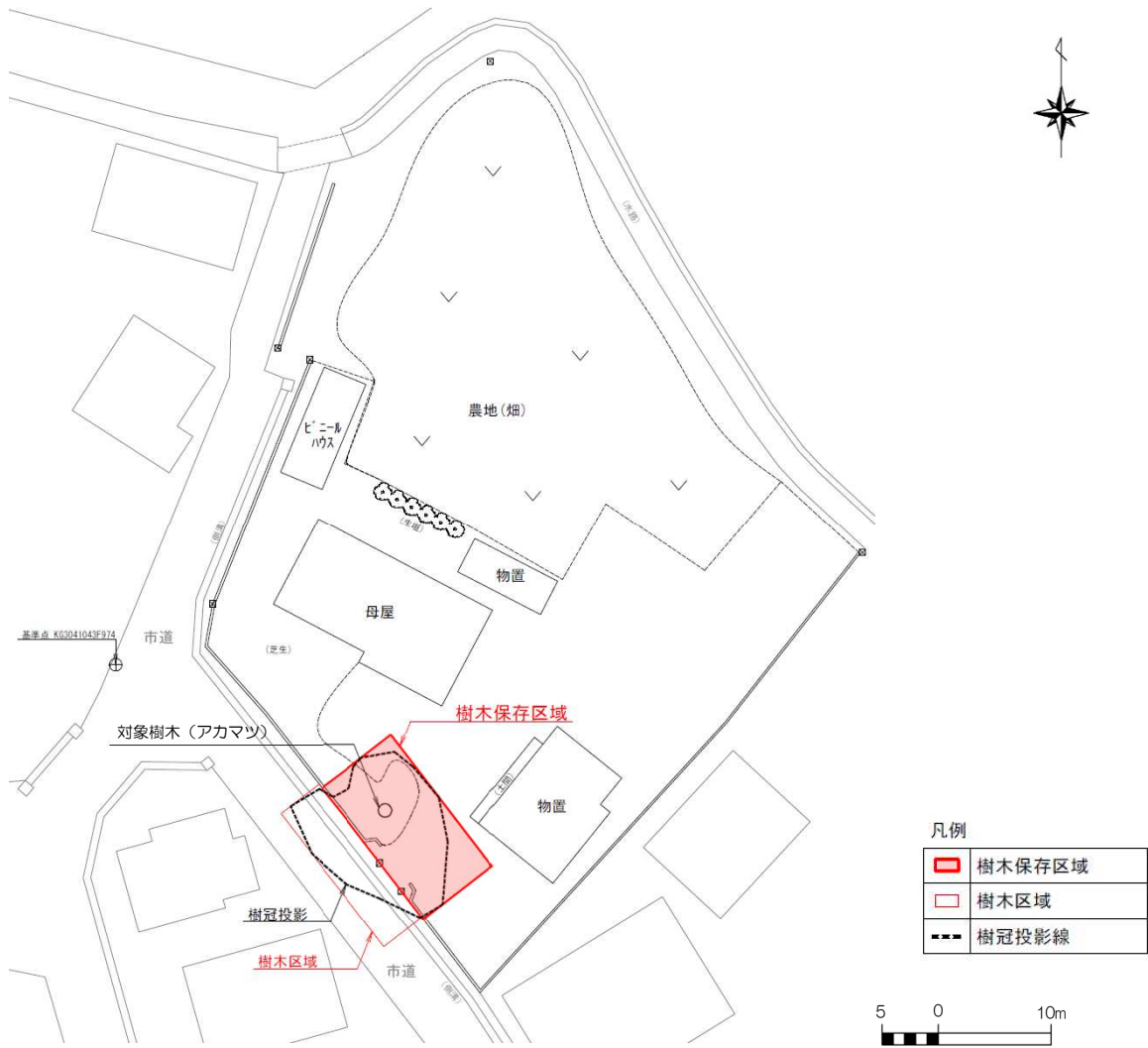




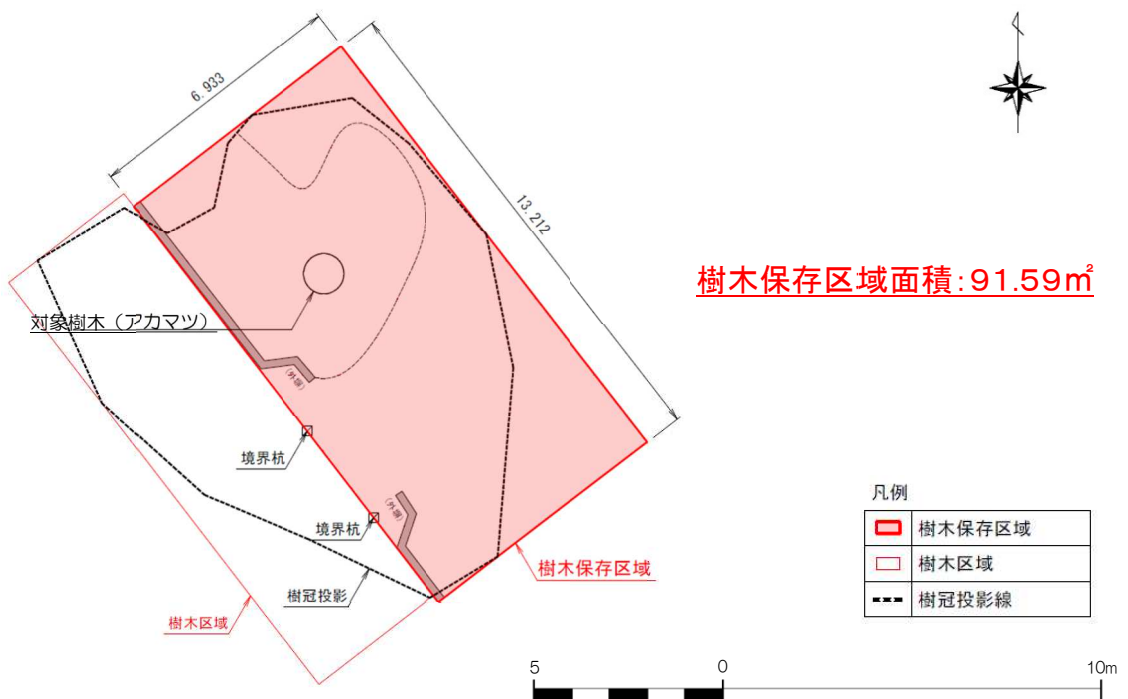
● 樹木の様子



● 樹木保存区域の設定



( 拡大図 )



② 大手町のサルスベリ， 大手町のシダレザクラ（樹木保存区域の指定）

● 対象樹木の概要

指定番号	144	樹種 【呼称】	サルスベリ（ミソハギ科） 【大手町のサルスベリ】		
推定樹齢	約300年	樹高	10.8m	幹周	1.3m
指定番号	145	樹種 【呼称】	シダレザクラ（バラ科） 【大手町のシダレザクラ】		
推定樹齢	約300年	樹高	15.4m	幹周	3.7m
指定年月日	昭和58年3月3日				
所在地	青葉区大手町 地内				
所有者	法人所有				

※表中の「推定樹齢」は指定時、「樹高」及び「幹周」はH27年度一斉調査時の数値

● 経過

かつて伊達藩の武家屋敷であった寛文7年（1667年）頃に植えられたとされる。

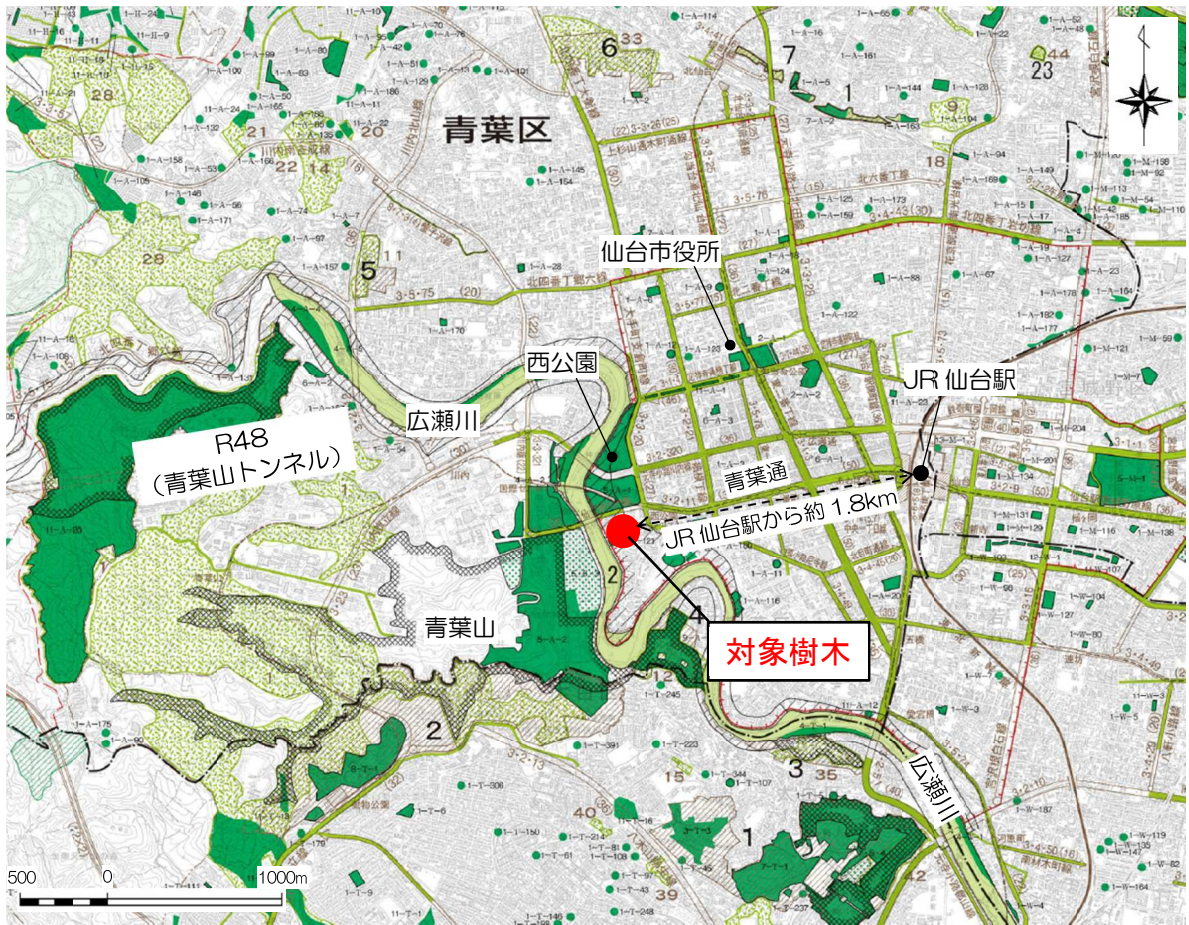
平成24年度まであった検察庁官舎の庭園内にあり，昭和57年，仙台地方検察庁から保存樹木指定を依頼され，その歴史的背景や優れた樹容により指定に至った。

平成30年，国有財産の売払により取得した所有者は，土地の有効利用のため，敷地中央に位置するシダレザクラを建築計画の支障とならない位置へ移すこととし，平成31年3月，コロ曳き工法により移植を実施した。

指定当時は国有地であったため樹木保存区域が指定されていなかったが，この度，民有地になったこと及びシダレザクラの移植が行われたことから，新たに樹木保存区域を指定する。



● 位置図

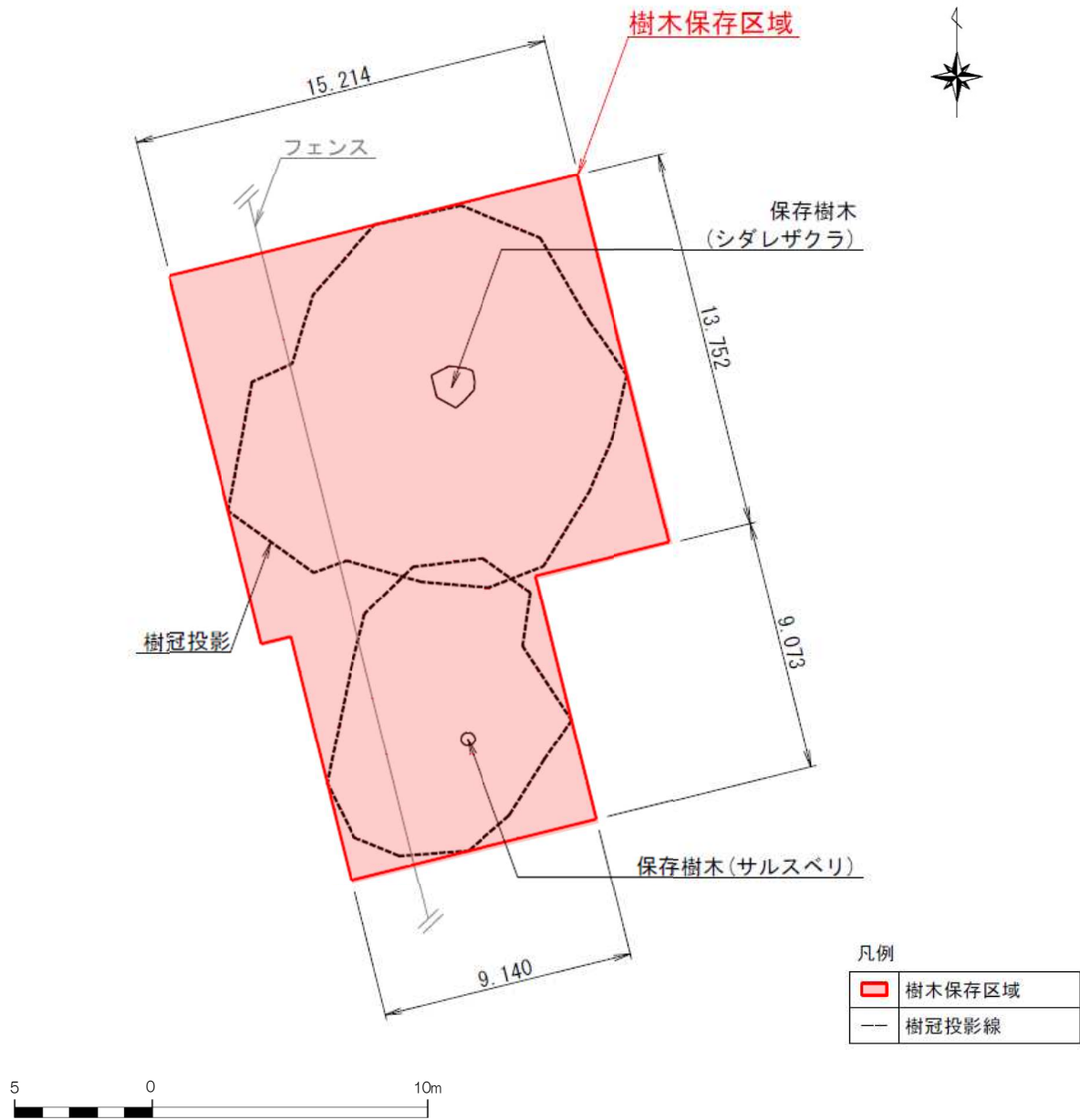




● 樹木保存区域の設定



( 拡大図 )



樹木保存区域面積: 292.14m<sup>2</sup>



● 樹木の様子



(樹木全景)



(シダレザクラ近景)



(サルスベリ近景)

● 移植の様子



(根巻状況)



(レール設置状況)



(連動ローラー設置状況)



(コロ曳き作業状況)





(土壤改良材攪拌状況)



(混合土投入・植付状況)



(移植完了)